

一五百貳石五斗

新庄東西小越分

一千三百九拾五石

舟木村

合九千貳百三石貳斗

右令取沙汰可運上之候也

文祿四年八月八日秀吉公印
○印影略

朽木河内守どのへ

〔古文書類纂上條目〕後陽成天皇文祿五年石田三成條目近江國伊香郡古保利村字
東柳野弓削善次郎所藏

伊香郡之内東柳野村掟條々

一千石につめ夫壹人とあひさだむる也此外つかふ事あらば此印判にていくたりいだし候へ

と申つかわすべく候然者奉行人を申付おくべき間十二月二十日に當村之年中の印判の書

物あつめあげ可申候すなはちはん米をつかはすべき事○印判
略中略

右十三ヶ條如件

文祿五年三月朔日

治部少花押

〔近江國輿地志略五十八蒲生郡〕安土村 八幡町より一里北なり

中古織田信長安土山に居城ありし時は甚繁昌してこの村を本として此邊二三里が間の總名

を安土と呼り今悉舊名にかへれり其時の町は八幡に引移せり

〔淡海温故錄三坂田郡〕長濱 長濱ハ初今濱ト云秀吉公長濱ト改ラル

〔江北記〕文明三年庚寅當國初亂之事

一六月文龜元年合戰元は上治をそむき淺井三田村河毛渡部堀其外之衆也六月十七日之夜今井館

へ治部少輔殿濃州いびより被成御出今濱へ被取掛被失勝利候也環山寺殿は今濱に御座候